

新潟市まちづくり推進助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が主体となったまちづくりを推進するために必要な専門的・技術的な支援と、計画的に市街地の整備を推進する団体等の活動経費を助成することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とする。

(まちづくりへの支援)

第2条 市長は市民等に対して、申請があった場合で必要と認めたときは、次に掲げる支援を行うことができる。

(1) アドバイザー等の派遣

まちづくりを発意した市民が、まちづくりの気運を醸成させ、まちづくりの活動を行う組織を結成するために、必要な専門的・技術的支援を行うアドバイザー等を派遣する。

(2) まちづくり活動にかかる経費の助成

市民によって組織されたまちづくり団体等が、まちづくり計画を定め合意するために必要な活動にかかる経費を助成する。

(委任)

第3条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日をもって失効する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。